

議案第 3 1 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 2 0 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 5 から 5 7 までの項及び 5 8 の項を次のように改める。

| | | | |
|------------------------|--|--|--|
| 5 5 から 5 8 まで 削除 | | | |
|------------------------|--|--|--|

別表第 1 の 1 2 3 の 2 の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--|---|--|--------------------------|
| 1 2 3 の 2 の 2 長期優 良住宅 維持保 全計画 認定申 請手数 料 の普及 の促進 に関する法律 第 6 条 第 1 項 の規定 に基づ く長期 優良住 宅維持 保全計 画の認 定の申 請に対 する審 査 | 長期優 良住宅 維持保 全計画 認定申 請手数 料 | 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、1 件につき、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅の場合においては、アの（ア）又はイの（ア）に掲げる額） ア 申請に併せて 1 2 3 の 2 の項アの（ア）に規定する書類が提出された場合 （ア） 1 0 0 平方メートル以内のもの 1 0, 0 0 0 円 （イ） 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 9, 0 0 0 円 （ウ） 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 3 3, 0 0 0 円 （エ） 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 5 0 0 平方メートル以内のもの 4 7, 0 0 0 円 （オ） 2, 5 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの 8 5, 0 0 0 円 （カ） 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 1 4 0, 0 0 0 円 イ ア以外の場合 （ア） 1 0 0 平方メートル以内のもの 7 8, 0 0 0 円 （イ） 1 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの 1 8 3, 0 0 0 円 （ウ） 5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 9 3, 0 0 0 円 （エ） 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 5 0 0 平方メートル以内のもの 5 7 9, 0 0 0 円 （オ） 2, 5 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1, 0 3 7, 0 0 0 円 （カ） 5, 0 0 0 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの 1, 7 8 2, 0 0 0 円 | 認定 申請 の と き。 |
|--|---|--|--------------------------|

別表第 1 の 1 2 3 の 3 の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--|--|--|--------------------------------|
| 1 2 3 の 3 の 2 長期優 良住宅 維持保 全計画 の普及 の促進 | 長期優 良住宅 維持保 全計画 変更認 定申請 | 当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じ、1 件につき、1 2 3 の 2 の 2 の項アの（ア）から（カ）まで又はイの（ア）から（カ）までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項アの（ア）又はイの（ア）に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について、9 2 の 2 の項又は 9 2 の 3 | 変更 認定 申請 の と き。 |
|--|--|--|--------------------------------|

| | | | |
|--|-----|--|--|
| に関する法律 第8条 第1項 の規定 に基づ く長期 優良住 宅維持 保全計 画の変 更の認 定の申 請に対 する審 査 | 手数料 | の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合において、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数を加えた額）の手数を加えた額 | |
|--|-----|--|--|

別表第1の123の5の項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1の55から57までの項及び58の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料等を定める等の必要がある。